

## (最終案)

### 佐渡市水道事業会計における貸倒引当金計上額算定基準（内規）

令和5年3月 日制定  
上下水道課

#### 1 目的

佐渡市水道事業会計規程第97条に規定する同規程第95条第5号の引当金の計上方法のうち、貸倒引当金の計上方法に関する計上額の算定基準を次のとおり定める。

#### 2 貸倒引当金計上額の算定方法

貸倒引当金計上額（以下「計上額」という。）は、次の債権区分ごとに算定した計上額の合計とする。

##### (1) 一般債権

一般債権における算定方法は、総括引当法（貸倒実績率法）とし、これにより求めた額を一般債権の計上額とする。

$$\text{① 計上額} = \text{債権の全体額} \times \text{②により求めた貸倒実績率}$$

$$\text{② 貸倒実績率} = \text{算定期間を1年とした当期以前3か年の貸倒実績率の平均値}$$

##### (2) 貸倒懸念債権

貸倒懸念債権に区分された債権における算定方法は、財務内容評価法とし、簡便化した次に示す算定方法により各債権単位の計上額を求め、それらの合計額を貸倒懸念債権の計上額とする。

$$\text{① 計上額} = \text{貸倒懸念債権の額} \times \text{係数} - \text{回収見込み額}$$

$$\text{② 係数} = (\text{経過年数}^{0.292} - 0.766) \times 1.085$$

$$\text{③ 経過年数} = \text{計上開始した年度を1とする計上開始からの年数で5を上限とする}$$

$$\text{④ 回収見込み額} = \text{債権者の支払い能力等を判断して算定する}$$

##### (3) 破産更生債権等

破産更生債権等に区分された債権における算定方法は、財務内容評価法とし、簡便化した次に示す算定方法により各債権単位の計上額を求め、それらの合計額を破産更生債権等の計上額とする。

$$\text{① 計上額} = \text{破産更生債権等の額} \times \text{係数} - \text{回収見込み額}$$

$$\text{② 係数} = \text{経過年数} \times 0.50$$

$$\text{③ 経過年数} = \text{計上開始した年度を1とする計上開始からの年数で2を上限とする}$$

$$\text{④ 回収見込み額} = \text{債権回収の可能性を判断して算定する}$$

##### (4) 端数処理

① 係数の単位は小数第2位までとし小数第3位を四捨五入する。

② 各債権区分の計上額に千円未満の端数が生じた場合は千円単位に切り上げる。

#### 3 適用の除外

債権区分の見直し、及びその他の事情により前項の算定方法により難しい場合は、その事情に応じた合理的な方法により計上額を算定する。

#### 附則

##### 施行期日

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(最終案)

<算定資料>

○ 一般債権における計上額の算定

	n-3 年度	n-2 年度	n-1 年度	n 年度(当年度)
債権期末残高	a <sub>3</sub>	a <sub>2</sub>	a <sub>1</sub>	a <sub>0</sub>
不能欠損額	b <sub>3</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>1</sub>	b <sub>0</sub>

不能欠損額	債権の期末残高	貸倒実績率
b <sub>2</sub>	÷ a <sub>3</sub>	= c <sub>3</sub> (n-3 年度貸倒実績率)
b <sub>1</sub>	÷ a <sub>2</sub>	= c <sub>2</sub> (n-2 年度貸倒実績率)
b <sub>0</sub>	÷ a <sub>1</sub>	= c <sub>1</sub> (n-1 年度貸倒実績率)

(c <sub>3</sub> + c <sub>2</sub> + c <sub>1</sub> ) ÷ 3 = c (過去3年平均貸倒実績率)
---

上記の計算で得られた c (過去3年平均貸倒実績率)に a<sub>0</sub> (n年度(当年度)の債権期末残高)を乗じた額を計上額とする。

○ 貸倒懸念債権における計上額の算定 (債権ごとの個別算定)

	債権額	
1年目の算定額	債権額の25%	
2年目の算定額	債権額の50%	
3年目の算定額	債権額の66%	
4年目の算定額	債権額の80%	
5年目以降の算定額	債権額の90%	

各年度において上記の算定額から債権者の支払い能力等を判断して算定した回収見込み額を減じた額を計上額とする。

○ 破産更生債権等における計上額の算定 (債権ごとの個別算定)

	債権額	
1年目の算定額	債権額の50%	
2年目以降の算定額	債権額の100%	

各年度において上記の算定額から債権回収の可能性を判断して算定した回収見込み額を減じた額を計上額とする。